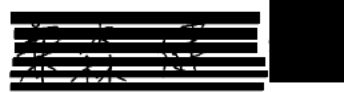


陳述書

令和5年 5月 9日

大阪地方裁判所 御中

氏名



1 私は、原告の森次さんへ、当社が利用する本件プログラム1及び2の制作を委託しました。

本件プログラム1及び2は、大本組様から当社へ引き合いがあった計測業務で利用するものであり、具体的には大本組様が考案されたニューマチックケーソン工法専用のプログラムとなります。

具体的には、ニューマチックケーソン工法における構造体の一つであるマンロックという部屋の室内状況を計測するためのプログラムです。

2 以前、当社は、森次さんへ、圧入ケーソンの傾斜と、沈下と、圧力を計測するプログラムの制作を依頼したことがあったところ、今回も見積もりを取ると想定内の費用だったため、本件プログラム1及び2を森次さんへ制作委託することになりました。

制作を依頼する際には、大本組様が考案されたニューマチックケーソン工法での計測に利用するプログラムであることを説明しており、複数

の現場で利用することが当然の前提になっており、見積書にも現場名は入れておりません。

3 本件プログラム1及び2は、1～2年目は2現場で利用しましたが、この2現場のことは電話で森次さんへ話しています。その時は、ライセンス数を有限にするといった話はありませんでした。

そうしたところ、3年目に新しい現場が生じ、そこでプログラムに修正をしてほしい箇所が出てきたので、森次さんへ修正依頼をしたところ、森次さんからは修正費用をくださいと言われました。そこで、私は、修正費用の見積もりを森次さんから頂いた上でその支払いを承諾したところ、納品された修正プログラムにプロダクトキーが設定されておりました。ただ、その時も、ライセンス数を有限にするといった話はありませんでした。

ただ、その1、2か月後になって、森次さんは、プログラムの著作権を理由に当社へライセンスの支払を請求するようになり、今に至ります。

以 上